

# 逗子海水浴場のあり方検討会 概要

平成 26 年 11 月 27 日（木） 14：30～16：30

逗子市役所 5 階 第 5 会議室

## 1. 開会

- ・ 事務局よりあり方検討会は傍聴できることと、メディアの頭撮りについて説明。
- ・ メンバーとして正式に初参加の逗子海岸営業協同組合（以下、「海岸組合」という）の自己紹介、代表理事のあいさつ。
- ・ 中間報告書が座長より市長へ提出されたことを説明
- ・ 資料確認
- ・ 事務局より今後の予定等について説明

## 2. 議題 -安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則について-

- ・ 座長あいさつ
- ・ 座長よりあり方検討会の進行や最終報告の提出予定について説明
- ・ 座長より中間報告書を提出したことを報告
  - 10月17日の神奈川新聞朝刊が、あり方検討会について事実と違うことを記事としていた。座長名で、神奈川新聞に対して記事の訂正・謝罪を求めることを依頼する文書を提出したが、なぜ資料として配布されていないのか。
    - <座長> その点についてお話するが、その前に事務局より経緯について説明を。
    - <事務局> 記事中の事実と違った内容が、あり方検討会による検討内容に関するものではなかったため、資料として配布しなかった。皆さまが必要ということであれば、座長の了承を得て配布する。
      - 経緯としては、10月16日のあり方検討会で商工会より報告があったアンケート結果に関して、記事に事実と違う数字が記載されており、ご指摘と座長宛ての文書を頂いた。記者には、内容に事実確認が必要ではないかとして、再確認するように指摘した。
    - <座長> 訂正についての依頼ということであるが、記事中の事実と違った内容は、あり方検討会で決定した事項ではなく、メンバーからの報告事項であった。座長宛てにご指摘を頂くのは筋が違うのでは、と考えている。
  - 記事には、あり方検討会で報告された商工会実施の商店会へのアンケートにおいて 68.2%が売上減少と回答したと書かれており、事実と違う内容で、実際に読者の誤解を招いている。
    - 座長への指摘ではなく、間違った報道に対する座長名での抗議を依頼しただけであり、自治会の役員会でも話が出たため、座長に文書を提出した。単なるミスなのか、意図的に間違えたかが分からず、単なるミスであれば謝罪があればそれで良いと思う。感想等ではなく数字という明確な間違いなので、事実確認をしていただきたいということである。

<商工会> アンケートの報告では、海水浴場開設の影響を受けると答えた 26.8%の中の 68.2%（全体でいうと約 18.2%）が売上減少した、つまり全体の 68.2%ではないと言ったはず。

ただ、アンケートの結果については、あり方検討会が発表したわけではなく、1メンバーが発表したものなので、あり方検討会で抗議するのは少し主旨と違うのではないかと思う。

- 数字が間違っただけで伝わるように記事にされてしまったという事への抗議・訂正の要求は、アンケートの実施主体、発表者が行うのが良いのでは。

私も記事を見て、事実と違うことが書いてあるとは思っていたので、どこかで誰かが訂正して欲しいとは思っていた。

- この記事より以前、今年の海水浴シーズン中に、神奈川新聞があり方検討会の議論とはかけ離れた、バイアスのかかった記事を書いていたので、直接新聞社に連絡をしたことがある。なので、そういうことがあっても良いと思う。

- 検討会が始まったばかりの頃、神奈川新聞の記事の雰囲気は、実際の検討会の雰囲気と違い、読んだ人が誤解・誘導されるような内容であったのを恐いと感じたことがある。

<座長> あり方検討会に関する報道について間違っただけで伝えられ方をしていると感じた場合には、その次のあり方検討会の際に、切り抜き等を持参して報告するのもメンバーとして必要ではないか。ただ、果たして本当に間違っているか否か等の検証をすることは必要となるが。

- 数字が間違いであると、神奈川新聞に伝えていただければそれで良い。また、あり方検討会の中で 68.2%は違うということが共有され、徹底されればそれで構わない。
- あり方検討会では細かい数字というよりも、ニュアンスとして影響が大きかったか否かで議論がされていたと思う。

<座長> 商工会・中商連に意見があるかを問い合わせ、事務局報告を依頼する。

議題に入るにあたって、商工会実施のアンケートの説明、次に海岸組合からの意見の発表をお願いします。

<商工会> 商工会のNEXT10推進委員会が、市民まつりの際に実施したアンケートであり、今後のことを考えるうえでの参考にさせていただければと思う。

——資料説明——

- ・回答者の約 87%が市民。年代別の分類もした。
- ・海岸に行くのは年に 2 回程、という人が一番多く、意外と海岸に行かないようだ。
- ・共創したい未来については、あったらいいねという程度の感覚で、商工会が推進しようとしているわけではない。

など

- 回答者の居住地はどこか。

<商工会> 地域までは聞いておらず、市内外についてのみ聞いた。

- 市民まつりは第一運動公園で開催されたので、小坪・久木等の人はあまり行ってなかったのではと思った。沼間や池子の人は、海岸にあまり行かないと聞いたこともあり質問した。ただ、この結果には市民の気持ちが入っているかな、とも思い安心した。

<海岸組合> 海岸組合で考えている新たな取組みについて、資料を作成したので、音楽や営業時間の

議論に入る前に聞いていただきたい。

- この資料は組合の総意なのか。

<座長> そこについても説明していただければ。

<海岸組合>——資料説明——

- ・基本的な考え方
  - ・海の家<sup>※</sup>の多彩なサービスの展開（HPの改善、市民特典など）
  - ・営業時間/音楽（飲み過ぎへの対策、興業・音楽目的の営業を今後は行わない方針など）
  - ・ゴミ対策（エコステーションなど）
  - ・マナー対策/ルール遵守（キャンペーン、違反した海の家への対応強化など）
- など

<座長> 営業時間・音楽の議論について提案なのだが、今日はあえて結論を出すことはせずフリートークとし、以前実施したようにアンケートを後日配布・実施して、皆さまの今日の会議の感想として、ご意見等を記入・提出していただき一覧にまとめたのだがいかがか。

→ アンケートを実施することに。

- 多彩なサービスの展開、各店舗の個性を打ち出すとあるが、音の問題が酷くなり、お酒が大量に出回る等の各問題の原因となったのはこれではないのか。また、毎日音量計測を行うことや、誓約書の提出、違反者への対応は、以前からあったのではないか。除名された組合員が、店舗名を変えて翌年出店していたこともあったと思う。同じことの繰り返しに感じる。今年ですら違反者がいた状況で、組合の体制作りが来年度しっかりできるのか不安で、音楽や営業時間延長の話は時期尚早だと考える。

<海岸組合> これまで一部の店舗が住民の皆さまにご迷惑をおかけしたことに、お詫び申し上げます。今年、条例・規則を守りながら、自分達でも何が問題であったかが見えてきたところがある。例えば、利用者の酒類持ち込みによる泥酔・ゴミ問題など。このようなことも商店街等とも協力して考えていきたい。

音量計測については、今までは音楽メインの営業を行う、遊技場部会<sup>※</sup>加盟店舗のみであった。音楽メインの営業を来年も行う気はないので、住民の皆様に迷惑をかけず、波の音・話声が聞こえる程度のBGMは流せればと思う。

(※ 遊技場部会…音楽メインの営業を行うにはこの部会に加盟する必要がある)

- 役員の方が頑張っているのは良くわかっているが、ルールを守らず、自覚の足りない一部をいかに抑えられるかが大事であり、そこが信用できていないので、体制作りが大事。

<海岸組合> その点について、何度か組合員とも話を理解してもらった。来年度以降もきちんと罰則を設けて違反できないような状況にしていきたいと考えている。

- 違反した店舗への対処は、組合にどこまで権限があるのか。権限が無いのであれば、取り締まることができないのではないか。

<海岸組合> 除名をすることができる。過去に、除名された組合員が翌年は他店舗でスタッフとして働かせてもらっていたことはある。

- 海岸組合は頑張っているのだが、一部店舗の意識が低く、組合員全員が共有・合意ができた段階で資料が提示されれば議論の余地はあるのだが、実績を考えると信用できない。

遊泳区域外の店舗も含めて、全員でルールを守れる体制、実績、信用を築いたうえで、緩和の話をするべきだと考える。全部を今まで通りにしろと言うつもりはないが、そこをクリアしないと中々難しいのでは。

- 今年、基本的には良かったとは思いますが、期間中でも一部店舗はルール違反をし、解体期間においては車で乗入れバーベキューをやっている事業者もあり、例年と変わらなかった。組合が1つにまとまっているという安心感がもてない。とりあえず、営業時間・BGMも含めた今年同様のルールを守った中で、資料で提案していることをやってみてはどうか。
- 組合が持つ対処する権利は、除名権1点のみということなのか。それはとても強いものなのか。とても強い権限を持っているが組合が慮って行使していないため現状のようになっているのであれば改善の余地はあると思うが…。
- 去年と今年で、組合員の考え方は本当に変わったのか。過去、ルール作成に携わったことがあるが、それを裏切られたため組合に対する不信感が強い。組合の雰囲気は旧態依然だと聞いたこともある。組合員全体で資料の内容を守る雰囲気でまとまっているのか。組合の自浄努力で不信感が解消されない限りは、資料の内容は絵に描いた餅だと思う。

<事務局> 市としては条例・規則には罰則がないので、それをもって処罰することはできない。指導をすることとなっているので、協力を求めることとなる。過去には、海岸組合と市の話し合いにより、市が警告書を発行し、組合で数日の営業停止期間を設けるというルール決めをした年もあった。

根本的には、来年以降は違反者について何らかの処罰をルール化したいと考えているが、そのルールは海岸組合の定款等で決めていくことではないかと考えている。

<海岸組合> 警告については、市から出していただきたいと考えており、所管である経済観光課とも相談している。

- 市として営業停止とすることは法的にできるのか。

<事務局> 市としてはできない。海岸組合との話し合いの中で、市が2回警告書を発行したら、海岸組合として営業停止期間を設けていた。

- 海岸組合から除名されたら、海の家は営業できないのか。

<海岸組合> できない。

- それは県の法律なのか。

<横須賀土木> 海岸の占用許可基準の中で、各店舗から個別に申請を受け付けるのではなく、海の家組合から申請を受け付けることとなっている。その中でどの人を入れて申請するかは、海岸組合の中で決めることとなる。

<事務局> その点では、商工会等に参加していなくても営業できる街中の商店とは事情が異なる。海岸組合に入っていないと海の家での許可が出ない仕組みとなっている。

- 海岸法では、海岸に設置できるのは海水浴のための更衣休憩所・飲食店・うきわ等のレンタル事業のみで、営業時間は日の出から日没までとなっていたと思うが。

<横須賀土木> 海岸法の占用自体には時間等の規定はない。県の海水浴場条例で、海水浴場の開設時間が日の出から日没までとはなっている。

- 県のガイドラインがあると思うが。

<横須賀土木> 海岸法という法律自体には規定はない。

<事務局> 海岸法自体に規定が無いため、ガイドラインやルールで時間等を規定している。

- ルールに規制力があれば、この様な状況にはならなかった。皆が心配しているのは、そのルールが規制力として機能できるように、海岸組合がしっかりできるかということ。

<海岸組合> 役員も変わり、これからは私たちがしっかりやっていきたいと考えている。

- 条例に罰則がないため、何もできなかったということだが、仮にあり方検討会で具体的な罰則を盛り込むことを提言した場合、市としては規定することは可能になるのか。

<事務局> 現在の条例は行政指導という捉え方であり、お願いをするというかたちであるので、法律の仕組み上、罰則を作ることができない。あり方検討会から罰則を作るべきだという考え方を頂くのであれば、元々の条例が行政指導ではないという発想となってしまうので、現在の条例の考え方とずれてしまうこととなる。

<海岸組合> あり方検討会がルール策定の協議の場であることは、我々も認識しており、この場で決定した合理的なルールであれば、海岸組合としても遵守していきたいと考えている。

- 海岸組合に海の家の出店に関する権限はあるのか。例えば、ルール違反した海の家を次年度は出店させない、のような強い権限はあるのか。

<海岸組合> 定款の中には、翌年営業停止という項目はないので、飛び越して除名というかたちになる。

- 違反している一部の店舗のために、遵守している店舗が被害を受けている状況を考えると、このような場で違反している店舗の名前を挙げて、その店舗に対して強いことを言う必要があるではないか。
- 海の家が多く、海岸組合役員だけでは監視しきれないと思う。見えないところでルール違反をしている。市民にも海岸の様子を見ている人は大勢いるので、そのような人達の声が海岸組合役員以外にも反映されるようなシステムをルールの中で構築する必要がある。例えば、海岸近隣住民などがルール違反を海岸組合役員に報告し、役員自身が確認できなくても住民を信じていただき海岸組合としてルール違反に対処する、のように新しいシステムが必要。
- 海岸組合の定款の変更に関しては、県の認可が必要なのか。

<事務局> 中小企業協同組合法という法律があるのだが、以前は県に許認可権があったが、現在は権限移譲により市に許認可権がある。

- 組合内部での客観的な目が必要だというのが皆さんの意見だと思う。具体的なやり方は色々あると思うが、例えば、定款を変更して、市民が入っている第三者機関を立ち上げ監視体制を強化する、とか。客観的な目を作ったり、組織の中身を変えなければ市民の信頼を得ることは難しいと思うので検討してみて欲しい。
- 今まで閉鎖的であった海岸組合が市民等に関われたら、監視等のネガティブな効果だけではなく、活性化への提案が出てくる等のポジティブな効果もあるのではないかと。
- ルール違反の報告、第三者委員会の設置や海岸組合の総会を傍聴可能にするなどの、やり方は色々あると思うが、開かれた仕組みを作り、海岸組合の風通しを良くすることは大

事だと考える。実際の会議の仕組みは知らないが、傍聴させてもらえると市民の理解も深まるのでは。

<海岸組合> 組合員以外の方に、役員・顧問のようなかたちで入っていただいて、中のことを見ていただくのも良いと思う。

- 100か0かだと、まだ0だとおっしゃる方が多い気がしたが、個人的には0にはしなくて良いのではないかと思う。何年も締め付けてしまうと産業的に枯渇してしまうので、ある程度賑やか、楽しめる海の家というのは良いと思う。もちろん、ルールが遵守できることが前提だが。

- 自治会の役員会では、営業時間については現状維持、延長反対という意見があり、音楽についても現状維持し、BGMでも認めてしまったら以前に戻ってしまうので反対、BGMを認めるならばどうやって規制するのかという意見もあった。

海岸組合の1つ前の代表理事の方は、苦情の電話に故意に出なかったり、音量は市が来たら下げれば良いという指導をしていたりした。

海岸近隣住民に話を聞き、通報した方が良いと言ったが、やくざが海の家をやっていて怖いから通報・苦情をできない、という声もあった。昔からの人には、海の家をやっているのは、やくざというイメージがあるようだ。

海岸組合が以上のような誤解を解くのは、非常に大変だと考える。提示された資料のうち、4ページは規則に関わるものなので皆で検討しなければならない事項だが、それ以外の内容は良いものなので、海岸組合の総意、総会で了承が得られた、と提示していただければ、反対する人もあまりいないのではないか。また、違反した海の家への対処を厳しくした方が良い等の意見は、困っている現代表理事をフォローしている意見とも言えるのではないだろうか。住民から意見や、怖いと思われることも含めたなかで、海岸組合はできることを考えていただきたい。

- 現代表理事は、前代表理事の尻拭いで苦労している。代表理事が変わったことで、多くの方が海岸組合が変わると期待、応援している。代表理事と海岸組合役員には、凜とした態度で違反者が出ないように頑張ってもらいたい。

<海岸組合> ライブハウスや音楽メインの営業をやる気はない。そのような中で、江ノ島の片瀬西浜（藤沢市）や須磨海岸（兵庫県神戸市）の前例があるように、海岸組合からスピーカーを貸し出す等の方法を考えて、住民の皆さまに迷惑のかからない音量を調査して、BGMを流させていただければと思う。興行（ライブハウス）とBGMを分けて考えていただきたいと思う。

- 子どもを持つ親の目線からの意見なのだが、違反している海の家に直接注意するのは怖くて中々できない。平日の昼間とかに海岸に良くいるのは子どもを持つ親だが、違反している海の家を見つけた場合にはどこに連絡すれば良いのだろうか。

<海岸組合> 代表理事や役員の家海の家に連絡をしていただければ。

- 違反した海の家を見つけた場合の連絡体制について、ほとんどの親が知らないなので、そのような人向けの案内・広報をしていただければありがたい。

- さきほど厳しいことを申し上げたが、何が何でも緩和してはダメだとは思っていない。皆さんが懸念している、海岸組合が自分達でコントロールできるのかということ、内部で合意を形成、体制を確立した後に、資料の内容などについて検討してはいかがか。
- 資料4ページで示している80dbは、海の家がない状態で計測したのだと思うが、これは一般的には地下鉄車内と同程度なので、波の音は本当に聞こえるか疑問に思った。話声が聞こえるのは50・60dbだと言われている。

営業時間についてなのだが、一律の時間を定めるのではなく、ラストオーダーを日没時間で設定してはいかがか。

また、海岸組合の海の家MAPは人気で、手に取る人が多いので、そのMAPを海岸組合と市で合同作成してルール等も記載しても良いと考える。

- あり方検討会がまだ無かったころのルール作成会議（2013年）で、横須賀土木事務所と鎌倉保健福祉事務所からQ&Aの様な資料をもらったことがある。座長と事務局に提案なのだが、このQ&Aをあり方検討会でも配布していただきたい。

<事務局> 元々、横須賀土木事務所と鎌倉保健事務所が作成したものであるので、了承が得られれば配布する。

<海岸組合> 今回、提示させていただいた資料については、海岸組合の総会の資料でもあるので、組合員全員に説明をして、理解してもらえるように努める。

<座長> 皆さま有意義なご意見ありがとうございました。冒頭でも申し上げましたとおり、今日の協議を踏まえまして、アンケートにご協力お願いいたします。

<事務局> 次回のあり方検討会は12月16日（火）を予定している。次回の開催通知・出欠確認と一緒にアンケートを送付する。なるべく早めにご回答いただければ、ありがたい。